

各支給認定保護者の皆様

かりゆしキッズ保育園  
園長 大城 幸子

## 令和6年度における地域型保育給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

本園が代理受領した地域型保育給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

&lt;各月ごとの年齢別の公定価格の額&gt;

月	3号認定（保育）			
	1・2歳児		0歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	219110	215510	311190	307590
5月	217910	214310	309990	306390
6月	218490	214890	310570	306970
7月	218490	214890	310570	306970
8月	218490	214890	310570	306970
9月	218490	214890	310570	306970
10月	218490	214890	310570	306970
11月	218490	214890	310570	306970
12月	218490	214890	310570	306970
1月	218490	214890	310570	306970
2月	218490	214890	310570	306970
3月	225760	222160	317840	314240

## (参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく地域型保育給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定地域型保育事業等は、法定代理受領した地域型保育給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび実績を御報告するものです。（あくまで実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）